

甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱(平成19年11月都第4号。以下「要綱」という。)第18の規定に基づき、甲府市アスベスト飛散防止対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(除却する予定のものを除く)

第2 要綱第2第2号ただし書きについては、補助対象事業完了後、少なくとも5年間は除却しないものでなければならない。ただし、公益上の理由その他特別の理由があり市長がこれを認めたときは、この限りでない。

(所有者等)

第3 要綱第3第1号に規定する所有者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に定める区分所有者の団体又は管理者(補助対象事業の基準)

第4 要綱第4第1号に規定する補助対象事業の内容は、次の基準に適合するものとする。

(1) 調査事業

「吹付け建材」は、要綱第2第1号に規定する吹付けアスベスト等のほか、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライト等も含めるものとする。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」(厚生労働省労働基準局長通達令和3年12月22日付け基発1222第18号)及び「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知平成26年3月31日付け基安化発0331第3号)に示された分析方法によること。

(2) 除去等事業

建築基準法(昭和25年法律第201号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。)又は石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の規定に基づく手続き及び方法によること。

(申請の方法)

第5 要綱第6の規定による補助金の交付申請は、敷地ごとに行うものとする。

(申請等に必要な書類)

第6 要綱第6に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図(補助対象建築物の敷地の位置がわかるもの)
- (2) 配置図(補助対象建築物の敷地内の位置がわかるもの)
- (3) 平面図(調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの)
- (4) 現況写真(補助対象建築物の外観、調査事業又は除去等事業を行う場所、同所の吹付けアスベ

スト等の状況が判断できるもの)

- (5) 吹付けアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し (除去等事業の場合)
- (6) 調査仕様又は工事仕様のわかる書類及び見積書
- (7) 本市の税に滞納がないことが確認できるもの
- (8) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本
- (9) 建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合規約及び当該申請に係る議事録
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第10に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金交付決定通知書及び変更承認通知書 (変更がある場合) の写し
- (2) 調査結果報告書の写し (調査事業の場合)
- (3) 主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書 (除去等事業の場合)
- (4) 事業実施写真 (工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査事業にあつては分析標本の採集中のもの。)
- (5) 工事契約書 (除去等事業の場合) 及び領収書の写し
- (6) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法又は石綿障害予防規則に基づき、必要に応じて提出した届出書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第7 要綱第8に規定する軽微な変更は、交付決定を受けた事業の範囲を超えることとなる事業量の変更以外の変更で、かつ交付決定を受けた補助金の額を超えないものとする。

(現地調査)

第8 要綱第11に規定する現地調査は、除去等事業においては、特に市長が必要ないと認めるときを除き、実施するものとする。

2 市長は、前項の現地調査において、現地の状況が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、速やかに補助事業者には正を指示するものとする。

3 前項の指示を受けた補助事業者が補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末日までに是正を完了しないときは、要綱第14第1項に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月2日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。